

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準3	教員組織
①	専任教員数／専任教員としての能力／実務家教員

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-1 専任教員数に関して、法令上の基準（最低必要専任教員 12 名、学生 15 人につき専任教員 1 名）を遵守しているか（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項）。	I◎	A	A
3-2 専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「告示第 53 号」第 1 条第 5 項。なお、平成 25 年度まで「専門職」附則 2 が適用される。）。	I◎	A	
3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項）。	I◎	A	
3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者（「専門職」第 5 条）	I◎	A	A
3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね 2 割以上は、5 年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第 53 号」第 2 条）。	I◎	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
3-1 専任教員数について、25人の入学定員に対して年度当初には17人の専任教員を配置しており、年度途中に1名減（2014年11月12日付死亡退職）となったものの、法令上の基準は充足している。
3-2 専任教員については、設置以来一貫して法務研究科法務専攻1専攻に限り専任教員として取り扱っている。
3-3 専任教員の全員が教授であることから、法令に照らして適切に対応している。
3-4 専任教員の能力に係る点検・評価に関して、すべての専任教員は、当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、高度な技術・技能を有する者又は特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。
3-5 本法科大学院の必要最低教員数は12人であるから、実務家教員の必要最低人数はおおむね2.4人以上である。これに対して2013年度には、実務家教員の配置人数が2人であり、法令上の基準をみたしていない状態であり、さらに1人が退職予定であったことについても対応が必要であった（「改善すべき点」）。この問題については、2014年4月1日付で2人の実務家教員を採用したことにより、実務家教員数は3人となり、問題点は解消した。
[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改

善勧告】【努力課題】【留意点】)とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

[前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項]

実務家教員数について、法令上の基準(2.4名)をみたしていない状態を解消するため、2014年4月1日付で2人の実務家教員を採用予定である。これにより実務家教員数は3名となり、問題点は解消する。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状

説明を踏まえ、効果が上がっている事項(特色ある取り組みや成果創出など)とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-1	①「2008-2014年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-3	(再掲: 3-1-①)「2008-2014年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-4	①「研究者データベース」 http://kiku.hs.ryukoku.ac.jp/ 参照
3-5	(再掲: 3-1-①)「2008-2014年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」

II. 評価結果

総評

昨年留意点となっていた実務家教員数について、2014年4月1日付で2人の実務家教員を採用したことにより、実務家教員数は3人となり、問題点は解消できた。適切に対応できている。

伸長すべき点(長所) 《箇条書き》

改善すべき点 《箇条書き》 *各項目に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載

※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準3	教員組織
②	専任教員の分野構成、科目配置／専任教員の構成

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101~200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	I◎	A	A
3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	I◎	A	
3-8 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある教員が配置されているか。	I○	A	
3-9 専任教員の年齢構成が、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来すような、著しく偏ったものになっていないか(「大学院」第8条第5項)。	I◎	A	B
3-10 専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか。	II○	D	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
3-6 法律基本科目への専任教員の配置については、民法に3人、憲法及び刑法に各2人、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に各1人(計11人)の専任教員を配置しており、適切に配置している。
3-7 科目群別の専兼比率について、法律基本科目では100%、基礎・隣接科目及び展開・先端科目では46.6%であることから、「法科院基準」に照らして適切な配置状況である。
3-8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置について、2014年度は主要な実務基礎科目である「法曹倫理」「刑事実務弁護」「民事実務総合演習」「刑事実務総合演習」において、すべて実務経験のある教員を配置している。「法務研修」については、弁護士事務所や企業法務部が学生の実習先であり、実習先の指導担当者を客員教授又は非常勤講師に委嘱している。科目全体の運営についても実務家教員(専任・客員)が「プロジェクト担当教員」として参画している。
3-9 専任教員の年齢構成について、2014年5月1日現在で、専任教員17人のうち、31歳~40歳が1人、41歳~50歳が3人、51歳~60歳が7人、61歳~70歳が6人である。平均年齢は56歳であり、バランスの取れた構成となっている。

3-10 専任教員の男女構成比率は、専任教員 17 人中、男性教員が 17 人、女性教員は 0 人である。(2014 年 5 月 1 日現在)

女性教員が不在であることについては、2014 年度法科大学院認証評価結果において、「問題点(助言)」として、教員の男女構成比率に偏りがあるとの指摘を受けた。この点については、今後、組織廃止までに教員採用を行うことがあれば、引き続き女性教員の採用に努めることとする。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点 (【改善勧告】【努力課題】【留意点】)」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

問題点 (助言) (法科大学院認証評価)

3-10 【問題点】

1) 2014 (平成 26) 年度においては、専任教員 17 名全員が男性であり、教員の男女構成比率の偏りがある (評価の視点 3-10)。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項 (特色ある取り組みや成果創出など) とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-6	①2014 年度 授業科目別専任教員数 (法律基本科目)
	(再掲: 3-1-①) 「2008-2014 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-7	①2014 年度 専任教員担当比率一覧
3-8	(再掲: 2-9-①) 「2014 年度版シラバス」 2015 年 3 月
	(再掲: 3-1-①) 「2008-2014 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
	(再掲: 2-13-②) 「2014 年度版 法務研修ガイド」 2013 年 5 月
	(再掲: 2-13-①) 「2014 年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」 2013 年 9 月
3-9	① 2014 年度 2014 年度 専任教員年齢構成表
3-10	(再掲: 3-1-①) 「2008-2014 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」

II. 評価結果

総評
法律基本科目への専任教員の配置や科目群別の専兼比率については、適切な配置になっていることが根拠資料から読み取れる。 先の認証評価において、「専任教員 17 名全員が男性であり、教員の男女構成比率の偏りがある」との助言を受けているが、今後、組織廃止までに教員採用を行うことがあれば、引き続き女性教員の採用に努めることとし、助言に対応した自己点検を行っている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

III. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）
3-10 【問題点】
1) 2014（平成 26）年度においては、専任教員 17 名全員が男性であり、教員の男女構成比率の偏りがある（評価の視点 3-10）。

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準3	教員組織
③	専任教員の後継者の補充等／教員の募集・任免・昇格

[参考：2014 年度の現状（概要）]

教員の募集・任免・昇格については、全学規程である「教育職員選考基準」に基づいて行われ、法科大学院教員の選考については、これに加え「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」及び「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」を定めている。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目(評定・現状説明・根拠資料は不要)
- 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目(変更がなければ現状説明・根拠資料は不要)

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-11 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか。 (※募集停止等の理由により、「後継者の養成」については点検・評価の対象外とする。)	II○	A	A
3-12 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められているか。	I○	A	A
3-13 教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の責任において適切に行われているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

3-11 (※法科大学院においては、2015年度から学生募集を停止し、在学生がすべて修了した時点で廃止を予定していることから、専任教員の後継者養成については自己点検の対象外とする。)

専任教員の補充については、募集停止を決定した後も、全ての学生が修了するまでの間、これまでと同様の教学体制及び学習支援を継続することが全学的に確認されており、必要に応じて適切な補充を行うことを確認している。これらの確認事項にもとづき、3-5ならびに3-6に示したとおり、法令遵守につとめている。

3-13 専任教員の募集・任免・昇格に関しては、全学規程である「教育職員選考基準」に加え、「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」及び「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」に則り、法科大学院教授会の責任において適切に行うこととなっている。なお、2014年度に募集・任免・昇格の実績はなし。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-11	①「法科大学院における 2015 年度学生募集の停止及び廃止について（報告）」2014 年 3 月 28 日付文書
	②「龍谷大学法科大学院の募集停止および廃止に寄せて」2014 年 3 月 http://www.ryukoku.ac.jp/news/detail.php?id=5690

II. 評価結果

総評
専任教員の補充については、募集停止を決定しているが全ての学生が修了するまでの間、これまでと同様の教学体制及び学習支援を継続することが全学的に確認されている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2015 年度（対象年度：2014） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準3	教員組織
④	教員の教育研究条件／人的補助体制／教育研究の評価と教育方法の改善／特色ある取組み

[参考：2014 年度の現状（概要）]

教員の研究活動に必要な機会の保障については、本学では全学的に研究専念期間（長期・短期国外研究員および国内研究員、特別研究員等）を設けている。個人研究費の配分については、全学的にすべての専任教員に「個人研究費」等が支給されている。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-14 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲（多くとも年間 30 単位相当。みなし専任教員は 15 単位相当を上限とする。）となっているか。	I◎	A	A
3-15 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか。	II○	A	
3-16 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。	II○	A	
3-17 教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。 (※「研究に資する人的な補助体制」については、法科大学院の点検・評価の対象外とする。)	II○	A	A
3-18 専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法が整備されているか。	II○	A	A
3-19 理念・目的及び教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するために、教員組織について特色ある取組みを行っているか。	II○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

3-14 各教員の 2014 年度の授業担当時間数について、最高授業担当時間数は 13.2 授業時間、平均 7.7 授業時間となっており、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内である。

3-17 教育研究に資する人的な補助体制の整備については、以下のとおり実施している。

(教育研究のうち、研究に関する人的補助体制については、法科大学院単独で決定できる事項でないことから自己点検の対象外とする。)

授業補助については TA を配置しており、課外学習支援については TS 制度を設けている。また、授業で外部講師を招聘するための予算を教学促進費として確保している。

なお、TA 及び TS 制度については評価の視点 2-24 を、教学促進費については評価の視点 2-48 を参照されたい。

<p>3-18 専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、すべての専任教員が、「教員活動自己点検」を通じて自らの教育研究を評価し、また、FD全体会で全員の自己点検結果を回覧して課題を共有し、改善につなげていることから、適切に対応している。</p>
<p>3-19 教員組織に係る特色ある取り組みとしては、各教員が分野内での打合せ等を適宜行い、連携して教育改善に取り組んでいる点が挙げられる。また、分野ごとに検討を重ねて 2013 年度には「龍谷版到達目標」を策定するなど、分野単位での教育相互の連携及びそれによる教育改善への取り組みは、法科大学院の特色であると考えている。</p>
<p>[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。</p>
<p>特になし。</p>

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

<p>現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。</p>
<p>特になし。</p>

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

<p>現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。</p>
<p>特になし。</p>

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-14	① 2014 年度 専任教員の担当授業時間
3-19	(再掲：2-15-①)「龍谷版共通的到達目標モデル」2013 年 11 月

II. 評価結果

<p>総評</p> <p>専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、すべての専任教員が、「教員活動自己点検」を通じて自らの教育研究を評価し、FD全体会で全員の自己点検結果を回覧して課題を共有し、改善につなげている。</p> <p>継続して教員活動自己点検の実質化に努めて頂きたい。</p>
<p>伸長すべき点（長所） 《箇条書き》</p>
<p>改善すべき点 《箇条書き》 *各項目に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載</p>
<p>※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要</p>